



熊本県公報

第 1 2 4 2 5 号
平成 27 年 6 月 9 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示	
○漁船保険義務加入同意の承認（松島加入区）	（団体支援課） 1
○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任	（建築課） 1
○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任	（ 〃 ） 2
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定	（農村計画課） 2
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了	（建築課） 2
○土地改良区定款変更の認可	（農村計画課） 2
登 載 依 頼	
○熊本県個人情報保護制度審議会の開催	（個人情報保護制度審議会） 3

告 示

熊本県告示第 5 4 0 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、松島加入区について同法第 1 1 2 条第 1 項の規定による同意があったものと認めるので、同法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

平成 2 7 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 5 4 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務の一部を行わせることとしたので、同法第 7 7 条の 3 5 の 8 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 7 年 6 月 9 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人日本建築センター
- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所
東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地
- 3 業務区域
熊本県の全域
- 4 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の名称及び所在地
 - (1) 本部
事務所の名称 一般財団法人日本建築センター
事務所の所在地 東京都千代田区神田錦町一丁目 9 番地
 - (2) 大阪事務所
事務所の名称 一般財団法人日本建築センター大阪事務所
事務所の所在地 大阪府大阪市中央区南本町一丁目 7 番 1 5 号
- 5 委任する構造計算適合性判定の業務
次に掲げる建築物に関する構造計算適合性判定
 - (1) 判定に係る床面積が 1 万平方メートルを超える建築物
 - (2) 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 8 1 条第 2 項第 1 号ロに規定する構造計算が行われた建築物（木造の建築物（建築基準法第 6 条第 1 項第 2 号に掲げるものを除く。）で建築基準法施行令第 8 2 条の 5 に規定する構造計算が行われたものを除く。）
 - (3) 熊本県が委任した他の指定構造計算適合性判定機関が判定できない建築物
 - (4) その他知事が必要と認める建築物
- 6 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成 2 7 年 6 月 1 日

熊本県告示第542号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定の業務の一部を行わせることとしたので、同法第77条の35の8第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 指定構造計算適合性判定機関の名称
一般財団法人熊本建築構造評価センター
- 2 指定構造計算適合性判定機関の住所
熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
- 3 業務区域
熊本県の全域
- 4 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
熊本市中央区水前寺六丁目32番1号
- 5 委任する構造計算適合性判定の業務
次に掲げる建築物以外の建築物に関する構造計算適合性判定
(1) 判定に係る床面積が1万平方メートルを超える建築物
(2) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第81条第2項第1号ロに規定する構造計算が行われた建築物（木造の建築物（建築基準法第6条第1項第2号に掲げるものを除く。）で建築基準法施行令第82条の5に規定する構造計算が行われたものを除く。）
- 6 構造計算適合性判定の業務の開始の日
平成27年6月1日

公 告**熊本県公告第385号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営七浦地区（寺川内工区）土地改良事業（農業用道路）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。

平成27年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営七浦地区（寺川内工区）土地改良事業（農業用道路）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成27年6月10日から平成27年7月7日まで
- 3 縦覧場所
芦北町役場

熊本県公告第386号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成27年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字群窪2695番21の一部
4,291.56平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市東区江津一丁目15番6号
株式会社横田産業

熊本県公告第387号

上益城郡御船町に事務所を置く御船中央土地改良区理事長江藤弘から平成27年4月23日付けで申請のあった定款の変更については、平成27年6月2日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成27年6月9日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県個人情報保護制度審議会公告第1号**

熊本県個人情報保護制度審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成27年6月9日

熊本県総務部長

- 1 日時
平成27年6月16日（火）
午前10時から正午まで（予定）
- 2 会場
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館13階1301会議室
- 3 議事概要
 - (1) 会長選任
 - (2) 会長職務代理者指名
 - (3) 条例第7条第3項第8号の本人以外からの個人情報の収集についての意見の聴取
(防犯カメラ等による個人情報の収集)
 - (4) 熊本県個人情報保護条例の一部改正について
 - (5) その他報告事項
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場前において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 - (2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県個人情報保護制度審議会事務局（熊本県総務部総務私学局県政情報文書課）
(電話096-333-2068)